

## 吹田市開発事業に係る共同住宅の自動車用の 駐車施設の設置台数緩和に関する要領

### (目的)

**第1条** 本要領は、吹田市開発事業の手續等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第34条第2項第4号に掲げる、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めた場合における、自動車用の駐車施設の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 本要領は、新築又は用途の変更、増築、改築その他の建築行為により、共同住宅（家族向住戸の戸数が1戸以下で、かつ、小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数の合計が14戸以下の共同住宅を除く。）で敷地面積3,000平方メートル以上の家族向住戸及び、敷地面積300平方メートル以上の小世帯向住戸及び単身者向住戸を建築する場合に適用するものとする。

### (駐車施設の設置台数)

**第3条** 敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めた場合、自動車用の駐車施設の設置台数は、吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準（以下「施行基準」という。）第16条第6項の規定により算出される台数とすることができる。

### (設置基準)

**第4条** 事業者が計画する自動車用の駐車施設の設置台数が、施行基準第16条第6項の規定により算出される台数となる場合、次表の基準を満たさなければならない。

用途	設置基準
自転車用、原動機付自転車用 及び自動二輪用の駐車施設 緑地 プレイロット その他市長が認めたもの	規則第34条第1項第1号ア及びイの規定により算出される台数と事業者が計画する台数との差に、規則第34条第3項第1号に掲げる駐車施設の区画の大きさを掛け合わせた面積のうち2分の1以上は、左記の用途として土地を利用しなければならない。

### (禁止事項)

**第5条** 本要領第4条の基準により設置された施設等については、吹田市開発事業の手續等に関する条例等その他の法令により設置義務が生じるものには算定できないものとする。

### (委任)

**第6条** この要領に定めるもののほか、駐車施設の設置に係る指導に関し必要な事項は、総務交通室長が定める。

### 附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。